各 位

会社名 コーアツ工業株式会社 代表者名 代表取締役社長 出口 稔 (コード番号 1743 東証スタンダード・福証) 問合せ先 取締役管理本部長 種子 和人 電話番号 099-229-8181

株式併合並びに単元株式数の定めの廃止及び定款の一部変更の承認決議に関するお知らせ

当社は、2025 年 10 月 9 日付で公表した「株式併合並びに単元株式数の定めの廃止及び定款の一部変更に関するお知らせ」(以下「2025 年 10 月 9 日付当社プレスリリース」といいます。) においてお知らせいたしましたとおり、株式併合並びに単元株式数の定めの廃止及び定款の一部変更に係る各議案について、本日開催の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。) に付議いたしましたところ、いずれも原案どおり承認可決されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

この結果、当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)は、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)及び証券会員制法人福岡証券取引所(以下「福岡証券取引所」といいます。)の上場廃止基準に該当することとなります。これにより、当社株式は本日から2025年11月27日まで整理銘柄に指定された後、2025年11月28日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所スタンダード市場及び福岡証券取引所本則市場において取引することはできませんので、ご留意くださいますようお願いいたします。

記

1. 第1号議案(株式併合の件)

当社は、以下の内容の当社株式の併合(以下「本株式併合」といいます。)について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。なお、本株式併合の内容の詳細は2025年10月9日付当社プレスリリースに記載のとおりです。

- (1)併合する株式の種類 普通株式
- (2) 併合比率 当社株式について、203,628 株を1 株に併合いたします。
- (3)減少する発行済株式総数2,274,325株
- (4) 効力発生前における発行済株式総数
 - 2, 274, 336 株
 - (注) 当社は、2025 年 10 月 9 日開催の取締役会において、2025 年 12 月 1 日付で自己株式 5,664 株を消却することを決議しておりますので、「効力発生前における発行済株式総 数」は、当該消却後の発行済株式総数を記載しております。
- (5) 効力発生後における発行済株式総数

11 株

- (6) 効力発生日における発行可能株式総数 44 株
- (7) 1株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見 込まれる金銭の額
 - ① 会社法第235条第1項又は同条第2項において準用する同法第234条第2項のいずれの規定による処理を予定しているかの別及びその理由

本株式併合により、株式会社ウエムラ(以下「公開買付者」といいます。)、株式会社植村組(以下「植村組」といいます。)及び株式会社ガイアテック(以下「ガイアテック」といいます。)以外の株主の皆様の所有する当社株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。本株式併合の結果生じる1株未満の端数については、その合計数(会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。)第235条第1項の規定により、その合計数に1株に満たない端数がある場合にあっては、当該端数は切り捨てられます。)に相当する数の株式を、会社法第235条その他の関係法令の規定に従って売却し、その端数に応じて、

計数に1休に満たない端数がある場合にあっては、当該端数は切り捨てられます。)に相当する数の株式を、会社法第235条その他の関係法令の規定に従って売却し、その端数に応じて、その売却により得られた代金を株主の皆様に交付いたします。当該売却について、当社は、本株式併合が、当社の株主を公開買付者グループ(注)のみとすることを目的とするものであること、また、当社株式が2025年11月28日をもって上場廃止となる予定であり、市場価格のない株式となることから、競売によって買受人が現れる可能性は低いと考えられることに鑑み、会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て、公開買付者に売却することを予定しております。

この場合の売却額は、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合は、株主の皆様が所有する当社株式の数に、公開買付者が2025年8月6日から2025年9月18日までを買付け等の期間として行った当社株式に対する公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)における当社株式1株当たりの買付け等の価格と同額である1,840円を乗じた金額に相当する金銭を各株主の皆様に交付できるような価格に設定する予定です。

- (注)「公開買付者グループ」とは、2025年10月9日現在で公開買付者及び当社を含む20 社からなる植村企業グループのことをいいます。
- ② 売却に係る株式を買い取る者となると見込まれる者の氏名又は名称 株式会社ウエムラ
- ③ 売却に係る株式を買い取る者となると見込まれる者が売却に係る代金の支払のための資金を確保する方法及び当該方法の相当性

公開買付者は、本株式併合の結果生じる1株に満たない端数の合計数に相当する当社株式の取得に要する資金を、株式会社鹿児島銀行(以下「鹿児島銀行」といいます。)からの借入れにより賄うことを予定しているとのことです。

当社は、公開買付者が 2025 年8月6日に提出した公開買付届出書及び同書に添付された 鹿児島銀行からの当該借入れに係る融資証明書を確認することによって、公開買付者におけ る資金確保の方法を確認しております。また、公開買付者によれば、本公開買付けの開始以 降、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却代金の支払 に支障を及ぼす事象は発生しておらず、今後発生する可能性も認識していないとのことです。

したがって、当社は、公開買付者による本株式併合の結果生じる1株に満たない端数の合

計数に相当する当社株式の売却に係る代金の支払のための資金を確保する方法は、相当であると判断しております。

④ 売却する時期及び売却により得られた代金を株主に交付する時期の見込み

当社は、本株式併合の効力発生後、2026年1月上旬を目処に、会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所に対して、本株式併合の結果生じる1株に満たない端数の合計数に相当する当社株式を公開買付者に売却することについて許可を求める申立てを行うことを予定しております。当該許可を得られる時期は裁判所の状況等によって変動しますが、当社は、当該裁判所の許可を得て、2026年1月下旬を目処に当社株式を公開買付者へ売却し、その後、当該売却により得られた代金を株主の皆様に交付するために必要な準備を行った上で、2026年3月上旬を目処に、当該代金を株主の皆様に交付することを見込んでおります。

当社は、本株式併合の効力発生日から売却に係る一連の手続に要する期間を考慮し、上記のとおり、それぞれの時期に、本株式併合の結果生じる1株に満たない端数の合計数に相当する当社株式の売却が行われ、また、当該売却により得られた代金の株主の皆様への交付が行われるものと判断しております。

2. 第2号議案(定款一部変更の件)

当社は、以下の内容の当社定款の一部変更について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。なお、当該変更の内容の詳細は2025年10月9日付当社プレスリリースに記載のとおりです。また、当該定款変更は、本株式併合の効力が生じることを条件として、本株式併合の効力発生日である2025年12月2日に効力が生じるものといたします。

- (1) 本株式併合の効力が生じた場合には、会社法第182条第2項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数が44株に減少することとなります。かかる点を明確にするために、本株式併合の効力が生じることを条件として、定款第5条(発行可能株式総数)を変更するものであります。
- (2) 当社株式は上場廃止となる見込みであり、上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所スタンダード市場及び福岡証券取引所本則市場において取引することができなくなります。そこで、本株式併合の効力が生じることを条件として、定款第6条(自己の株式の取得)の全文を削除するとともに、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。
- (3) 本株式併合の効力が生じた場合には、当社の発行済株式総数は11 株となり、単元株式数を定める必要がなくなります。そこで、本株式併合の効力が生じることを条件として、現在1単元100 株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第7条(単元株式数)及び第8条(単元未満株主の権利制限)の全文並びに定款第10条(株式取扱規程)の一部を削除するとともに、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。
- (4) 本株式併合の実施に伴って、当社株式は上場廃止となるとともに、当社の株主は公開買付者、 植村組及びガイアテックのみとなる予定であるため、定時株主総会の基準日に係る規定及び 株主総会資料の電子提供制度に係る規定はその必要性を失うことになります。そこで、本株 式併合の効力が生じることを条件として、定款第12条(定時株主総会の基準日)及び第14 条(電子提供措置等)の全文を削除するとともに、当該変更に伴う条数の繰上げを行うもの

であります。なお、当該変更の効力が生じた場合、2025 年 12 月に開催を予定している定時株主総会につきましては、開催時点の株主をもって議決権を行使できる株主として取り扱う予定です。

3. 株式併合の日程

	(1)	本臨時株主総会開催日	2025年11月10日(月)
	(2)	整理銘柄指定日	2025年11月10日(月)
	(3)	当社株式の最終売買日	2025年11月27日(木)(予定)
	(4)	当社株式の上場廃止日	2025年11月28日(金)(予定)
	(5)	本株式併合の効力発生日	2025年12月2日(火)(予定)

以 上